鳥取県星空保全条例をここに公布する。

鳥取県星空保全条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 星空環境の保全

第1節 投光器等の使用の制限(第7条・第8条)

第2節 星空保全地域(第9条—第17条)

第3章 星空環境を活用した環境教育の推進等(第18条・第19条)

第4章 雑則(第20条・第21条)

第5章 罰則(第22条・第23条)

附則

鳥取県は、鳥取市さじアストロパークなどの観測拠点が星空の美しさで我が国随一とされており、全ての市町村で天の川を観測できるなど、後世まで永く伝えるべき「星空」という大切な誇るべき「宝」を有している

しかしながら、美しい星空が見える環境は、清浄な大気と人工光の放出の少なさによってもたらされているが、全国各地で過剰な人工光により星空が失われつつあるとされている。

私たち鳥取県民は、豊かで美しい自然の象徴である星空を守る行動に立ち上がり、私たちの星空を、ふるさとの重要な景観と位置付けるとともに、観光や地域経済の振興、そして環境教育等に生かしていくこととし、鳥取県の美しい星空が見える環境を県民の貴重な財産として保全し、次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 <u>この条例</u>は、県内随所で天の川を観測することができる鳥取県の美しい星空が見える良好な環境について、これが清浄な大気と光害の少なさによってもたらされることを踏まえ、光害の防止に関して、行政、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにし、県民生活及び事業活動に必要な照明を確保しつつ必要な規制を行うとともに、星空環境を観光及び地域経済の振興や環境教育に活用することを推進することで県民等及び事業者の理解を深め、もって星空環境を県民の貴重な財産として保全することを目的とする。

(定義)

- 第2条 <u>この条例</u>において、<u>次の各号</u>に掲げる用語の意義は、それぞれ<u>当該各号</u>に定めるところによる。
 - (1) 光害 照明器具の不適切な使用又はその目的とする照射範囲から外れた光によって星空環境に悪影響を及ぼすことをいう。
 - (2) 星空環境 星空の観測に適した、美しい星空が見える環境をいう。
 - (3) 県民等 県民、県内に滞在する者及び県内を通過する者をいう。
 - (4) 事業者 県内で事業活動を営む者をいう。

(県の責務)

- 第3条 県は、星空環境の保全に当たっては、光害の防止が不可欠であることを踏まえ、県民等及び事業者の光害に対する理解を深めるため、教育活動及び学習活動の支援、広報啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、自ら率先して光害の防止に取り組むものとする。

(市町村の役割)

- 第4条 市町村は、光害の防止に関する施策の実施に努めるとともに、県の実施する光害の防止に関する施 策に協力するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、自らの事務及び事業による光害の防止に努めるものとする。

(県民等及び事業者の役割)

- 第5条 県民等及び事業者は、県の実施する光害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 県民等及び事業者は、光害の防止に努めるものとする。

(関係行政機関への協力要請)

第6条 県は、関係行政機関に対し、光害の防止のために必要な協力を要請するものとする。

第2章 星空環境の保全

第1節 投光器等の使用の制限

(投光器等の使用の制限)

- 第7条 何人も、屋外で投光器又はレーザー(以下「投光器等」という。)を、特定の対象物を照射する目的 以外の目的で使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産を保護するために必要な場合
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他これに類する行為を行うために必要な場合
 - (3) 交通の安全を確保するために必要な場合
 - (4) 試験又は研究の実施のためやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 水産動植物の採捕又は養殖のために必要な場合
 - (6) 1日を超えない期間の催物であって、規則で定めるところにより知事に届け出たものにおいて使用 する場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づく行為を行うために必要な場合

(投光器等の使用に係る命令等)

- 第8条 知事は、<u>前条</u>の規定に違反して投光器等が使用されていると認めるときは、当該投光器等を使用する者に対し、当該使用の停止その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 2 知事は、<u>前項</u>の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を採らなかった場合においては、鳥取県景観審議会(<u>鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)第26条第1項</u>の規定により設置される審議会をいう。以下同じ。)の意見を聴いて、当該者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

第2節 星空保全地域

(星空保全地域の指定)

- 第9条 知事は、優れた星空環境を有する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における星空 環境を保全することが特に必要なものを、星空保全地域として指定することができる。
- 2 知事は、星空保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、星空保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 <u>前項</u>の規定による公告があったときは、当該地域の住民及び利害関係人は、<u>同項</u>の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、<u>前項</u>の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は 当該星空保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催することがで きる。
- 6 知事は、星空保全地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 7 星空保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 <u>第2項</u>及び<u>前2項</u>の規定は星空保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、<u>第3項</u>から<u>第5項</u>までの規定は星空保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(指定の要請)

- 第10条 <u>前条第1項</u>に該当する区域の市町村長は、知事に対し、当該区域を星空保全地域として指定するよう要請することができる。
- 2 知事は、前項の規定による要請を受けたときは、当該区域が星空保全地域として指定すべき区域に該当するか否かについて調査しなければならない。この場合において、当該区域を星空保全地域として指定することが適当であると認めるときは、その調査の結果を鳥取県景観審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 3 <u>前項</u>の場合において、当該区域を星空保全地域として指定しようとするときは、<u>前条第3項</u>から<u>第7項</u>までの規定を準用する。

(星空保全照明基準)

- 第11条 知事は、星空保全地域の指定に当たっては、当該星空保全地域に係る星空環境を保全するために 必要な照明器具の設置及び使用に関する基準(以下「星空保全照明基準」という。)を定めなければなら ない。
- 2 星空保全照明基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 照明器具の設置の位置、照射の方向及び輝度に関する事項
 - (2) <u>前号</u>に定めるもののほか、当該星空保全地域における星空環境の保全のために特に配慮を要する事項
- 3 知事が星空保全照明基準を定めるに当たっては、<u>前項第1号</u>に掲げる事項については規則で定める基準 に従い定めるものとする。
- 4 知事は、星空保全照明基準を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、星空保全照明基準を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨 を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 6 <u>前項</u>の規定による公告があったときは、当該星空保全地域の住民及び利害関係人は、<u>同項</u>の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 7 知事は、星空保全照明基準を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 8 星空保全照明基準は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 <u>第3項</u>から<u>前項</u>までの規定は、星空保全照明基準の変更について準用する。 (星空保全照明基準の遵守)
- 第12条 星空保全地域において照明器具を設置し、又は使用する者は、星空保全照明基準を遵守しなければならない。ただし、<u>前条第7項</u>の告示の日から6月を経過した日において現に設置し、又は使用されている照明器具については、この限りでない。

(指導及び助言)

- 第13条 知事は、必要があると認めるときは、星空保全地域において照明器具を設置し、又は使用する者に対し、当該照明器具が星空保全照明基準に適合するよう必要な指導又は助言をすることができる。 (照明器具の使用に係る命令等)
- 第14条 知事は、<u>第12条</u>の規定に違反して照明器具が設置され、又は使用されていると認めるときは、当該照明器具を設置し、又は使用する者に対し、当該使用の停止その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 2 知事は、<u>前項</u>の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を採らなかった場合においては、鳥取県景観審議会の意見を聴いて、当該者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

(星空保全照明基準への適合に要する費用の補助)

- 第15条 県は、星空保全地域において星空保全照明基準を満たすために照明器具の更新、改造その他必要な措置を行う者に対し、予算の範囲内で、その措置に要する費用の一部を補助することができる。 (星空保全地域における地域振興)
- 第16条 県は、優れた星空環境が観光及び地域経済の振興に資する貴重な資源であることに鑑み、これを 活用した星空保全地域の振興に資する事業について必要な支援を行うものとする。

(星空環境の監視)

第17条 県は、星空保全地域における優れた星空環境を維持するために、県民等の協力を得て星空保全地域の夜空の明るさを監視するとともに、その結果を公表するものとする。

第3章 星空環境を活用した環境教育の推進等

(教育活動及び学習活動の支援)

- 第18条 県は、県民等及び事業者が光害への対策の必要性について理解を深めることができるよう、学校、地域、家庭、職場その他様々な場における星空環境及び光害の防止に関する教育活動及び学習活動に対し、指導、助言、人材のあっ旋、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。 (星空環境活用教育の機会及び情報の提供)
- 第19条 県は、県民等及び事業者に対し、星空環境を活用した教育(以下<u>この条</u>において「星空環境活用教育」という。)の機会を提供するとともに、県民等が自発的に行う星空環境活用教育の活動が促進されるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

第4章 雑則

(報告及び検査)

- 第20条 知事は、<u>この条例</u>の施行に必要な限度において、照明器具を設置し、若しくは使用する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、照明器具を設置し、若しくは使用している土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、施設、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 <u>第1項</u>の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (規則への委任)
- 第21条 <u>この条例</u>に定めるもののほか、<u>この条例</u>の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 第5章 罰則
- 第22条 <u>第8条第2項</u>又は<u>第14条第2項</u>の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。
- 第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して<u>前条</u>の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、<u>同条</u>の過料を科する。

附則

(施行期日)

1 <u>この条例</u>は、平成30年4月1日から施行する。ただし、<u>次項</u>の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)

- 2 <u>第9条</u>又は<u>第10条</u>の規定による星空保全地域の指定、<u>第11条</u>の規定による星空保全照明基準の制定及び <u>この条例</u>の施行のために必要な手続その他の行為は、<u>この条例</u>の施行前においても行うことができる。 (鳥取県景観形成条例の一部改正)
- 3 <u>鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)</u>の一部を次のように改正する。 [次のよう]略

星空保全地域の指定についてのQ&A

Q. 指定されることでどんなメリットがあるのか?

A. 指定地域の振興を図るため、県で星空を活用した地域おこし 事業(天体観望会など)を自治会やNPO等で実施する場合、 1件当たり50万円を上限に必要な経費を助成します。



Q. 指定されることでどのような規制が生じるのか?

- A. 夜空に漏れる光を抑えるよう、例えば、
 - ・上方に漏れる光が少ない型の照明器具を使用する、または傘などを付けて使用する。
 - ・建物等を照らす照明器具は上方から下向きに照らす。
 - ・看板など広告物は上方から下向きに照らす。自光式の看板などは上部に傘などを設置して 光が漏れないようにする。
 - ナイター照明器具の使用時間は午後〇時までとする。



などの基準を市町村と協議しながら設定し、一定の手続きを経て「星空保全照明基準」と して守っていただくべき内容を告示します。

Q. 個人の住宅も規制されるのか?

A. 星空保全照明基準は自治体や事業者のかたに守っていただく必要がありますが、<u>個人住宅の照明は規制の対象とはなりません</u>。

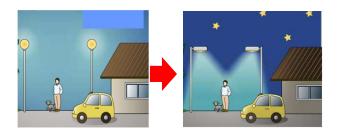
Q. 基準に適合していない屋外照明はやめたり変えたりしないといけないのか?

A. 現在設置又は使用している屋外照明器具については規制の対象となりません。告示から 6 か月後に屋外照明器具を新設または改修する場合に、星空保全照明基準に適合するものとしていただく必要があります。※電球の交換程度であれば差支えありません。

なお、県では<u>基準に適合させるための屋外照明の改修経費(新設は除きます)の</u> 1/2を助成しています。

- •屋外照明器具:上限 13 万円/基
- ・広告物照明器具・建築物等を照射する照明器具:20万円/1式









★鳥取県の美しい星空を守るために★

【星空保全地域とは・・・・】

優れた星空環境を有する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域に おける星空環境を保全することが特に必要なもの。

- 【星空保全地域内での4つの取組】 1 星空保全照明基準の設定による光害防止対策
 - (照明基準発効時点で現にあるものは適用外。今後の新設・改修時に適用する)
- 上記照明基準に適合させる取り組みに対する支援措置
- 3 星空保全地域における地域振興への支援
- 4 星空が見える環境の監視と公表

【指定により期待される効果】

- ○照明基準を守っていくことにより、星空がよく見える今の良好な環境が維持されます。
- ○県は美しい星空を活かした地域の振興事業を応援します。
- ○環境教育の一環として行われる星空観察会などを地域内で重点的に行います。









町のイメージアップ

- ・自然豊かな地域
- ・環境にやさしい地域

町の活力アップ

・星、星空を活かしたツ アー造成や商品開発等

期待される効果

子ども達のふるさと愛の醸成

・星空観察会など、ふるさと教育の充実

移住者の増

空気がきれいな八頭町をアピール